

温室効果ガス排出量第三者検証報告書

極東開発工業株式会社 御中

1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、極東開発工業株式会社が作成した 2024 年度の温室効果ガス(GHG)排出量の算定報告書(以下、「算定報告書」という。)が、同社により作成された「エネルギー使用量把握および CO₂算定方法(2025年3月7日)」(以下、「算定ルール」という。)に準拠し、正確に測定、算出されていることについて第三者検証を行った。2024年度とは、2024年4月1日～2025年3月31日までの期間をいう。検証の目的は、算定報告書を客観的に評価し、同社の温室効果ガス(GHG)排出量の算定の信頼性をより高めることにある。

2. 実施した検証の概要

当機構は、「ISAE3410」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲は、スコープ 1、スコープ 2 のエネルギー起源 CO₂排出量、スコープ 3(カテゴリは 2,6,7,11)の GHG 排出量であり、保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準値は検証対象の総排出量における 5%とした。限定的保証業務は、内部統制の理解を含むリスク評価手続と、評価したリスクに対応して実施された手続の両方に関して、その範囲が合理的保証業務より実質的に狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。また、本検証業務の対象組織範囲は、極東開発工業株式会社及び関連会社 8 社の計 9 社とした。

スコープ 1、2 の検証手続きにおいては、現地検証に先立って、算定ルール等の確認のために統括機能検証を実施した。その後、サンプリングにより極東開発工業株式会社名古屋工場、日本トレクス株式会社本社、日本トレクス株式会社音羽事業所の 3 拠点にて現地検証を実施した。現地検証では、各拠点における算定対象範囲の確認、GHG 排出源の確認及びモニタリングポイントの確認、算定集計体制の確認、排出量データについて根拠資料との突き合わせを行った。なお、現地検証の対象とした拠点の決定は極東開発工業株式会社が行った。スコープ 3 に関する検証では、算定ルールの確認、算定対象範囲の確認、算定シナリオ及びアロケーションの確認、算定・集計体制の確認及び排出量データについて根拠資料との突き合わせを行った。

3. 検証の結論

検証の対象とした、算定報告書の 2024 年度の GHG 排出量において、算定ルールに準拠せず、正確に算定されていない事項は発見されなかった。なお、本検証業務の対象組織範囲における 2024 年度の GHG 排出量は以下の通りである。

| 検証対象項目 | 2024 年度 GHG 排出量 | |
|-------------------------|-----------------|---------------------|
| スコープ 1 | 8,462 | t-CO ₂ |
| スコープ 2(ロケーション基準) | 15,873 | t-CO ₂ |
| スコープ 2(マーケット基準) | 15,967 | t-CO ₂ |
| スコープ 3(カテゴリ 2,6,7,11)合計 | 8,264,399 | t-CO ₂ e |
| カテゴリ 2 | 20,006 | t-CO ₂ e |
| カテゴリ 6 | 1,631 | t-CO ₂ e |
| カテゴリ 7 | 2,711 | t-CO ₂ e |
| カテゴリ 11 | 8,240,051 | t-CO ₂ e |

4. 留意事項

GHG の算定は、様々なガスの排出量の結合に必要な排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全なため、固有の不確実性の影響下にある。算定報告書の作成責任は極東開発工業株式会社にあり、GHG 排出量検証の責任は当機構にある。極東開発工業株式会社と当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番地

一般財団法人日本品質保証機構

常務理事

浅田 純 男

